

九州短期大学共創プラットフォーム協定書

(目的)

第1条 この協定は、九州短期大学共創プラットフォーム(以下「連携プラットフォーム」という。)経営改革に関する学校運営面・教学面において、人的リソースや各種システムの共同化等、複数の短期大学が強固な連携関係を構築することで、効果的・効率的な短期大学運営を実現し、運営機能の共同化・高度化を図る経営改革を行うことを目的とする。

(構成)

第2条 連携プラットフォームの組織は、連携校の学長及び教職員をもって構成する。

(活動)

第3条 連携プラットフォームは、第1条の目的を達成するため、連携校の構成員が次に掲げる活動を行う。

- (1)カリキュラムの共通化に関する事項
- (2)教員の相互活用に関する事項
- (3)学生活動等の相互支援に関する事項
- (4)事務機能の合理化・効率化に関する事項
- (5)教職員の能力向上に関する事項
- (6)施設・設備の共同利用に関する事項
- (7)その他連携プラットフォームの事業推進に関する事項

(統括委員会)

第4条 事業実施体制の運営方針や事業実施等に関する事項を審議し、外部評価を行うために、連携校の学長をもって組織する。

(推進委員会)

第5条 前条の統括委員会のもとに、推進委員会を置き推進委員会は、連携校の本事業担当者をもって組織し、事業の企画立案、各部会の活動内容の集約調整、管理運営及び自己点検・評価を行う。

(部会)

第6条 前条の推進委員会のもとに、財務調整部会、教学システム部会、人的リソース部会、地域連携部会、学生支援部会を置き、連携校は部会を分担して主担当となる。

(自己点検評価・外部評価)

第7条 連携プラットフォームの目的達成や事業の進捗状況等を把握し、事業の適切な修正のため、自己評価を行うとともに外部評価を受ける。

(情報の保持)

第8条 この協定に基づき連携を実施するにあたり、事前に相手方の同意を得た情報以外の情報を第三者に対して開示又は漏洩してはならない。

(経費)

第9条 連携プラットフォームの統括委員会、推進委員会、部会への出席に係る旅費等については、それぞれの参加校の負担とする。

(事務局)

第10条 連携プラットフォームの代表校を西九州大学短期大学部とし、連携校の集約事務処理は西九州大学短期大学部事務局において処理する。

(有効期間)

第11条 本覚書の有効期間は、令和7年3月25日から令和12年3月31日までとする。ただし、この規則は、有効期間満了の90日前までに連携校から文書により終了の申出がない限り、更に1年ごとに自動的に延長されるものとする。

(補則)

第12条 この規則の解釈に疑義が生じた場合又は、この規則に定めのない事項については、連携校が協議して定めるものとする。

本協定書は3通作成し、それぞれ署名の上、各校1通を保管するものとする。

令和7年3月25日

西九州大学短期大学部

学長 福元裕二

長崎短期大学

学長 安部 恵美子

長崎女子短期大学

学長 橋本 剛